

豊島区暴力団等排除措置要綱

平成 21 年 3 月 6 日

総務部長決定

改正令和 5 年 4 月 1 日

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、豊島区（以下「区」という。）が発注する工事等の契約から暴力団等の介入を排除する措置について、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 工事等の契約 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 2 条第 1 項に規定する建設工事、測量・建設コンサルタント業務、物品の購入、業務委託、役務の提供等の契約及び財産の買入れ、売払い、貸付契約等をいう。
- (2) 入札参加資格 区が発注する工事等の契約に関し、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 及び第 167 条の 5 に基づく一般競争入札の参加資格並びに同令第 167 条の 11 に基づく指名競争入札の参加資格をいう。
- (3) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴対法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。
- (4) 暴力団員等 暴対法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者をいう。
- (5) 契約担当者 豊島区契約事務規則（昭和 39 年豊島区規則第 24 号）第 2 条第 2 項に規定する契約担当者をいう。

(入札参加除外の措置等)

第 3 条 区長は、入札参加資格を有する者（以下「入札参加資格者」という。）が、別表各号に掲げる措置要件に該当すると認めるときは、第 13 条に規定する豊島区暴力団等排除対策委員会（以下「対策委員会」という。）の審議を経て、同表各号に定める期間において、当該入札参加資格者を区が発注する工事等の契約から排除する措置（以下「入札参加除外措置」という。）を行うものとする。ただし、区長が必要でないとき認めるときは、対策委員会の審議を経ることなく当該入札参加資格者に対して入札参加除外措置を行うことができる。

- 2 前項の規定は、入札参加除外措置を受けた入札参加資格者を構成員として含む特定建設共同企業体について準用する。
- 3 区長は、第 1 項の規定に基づき、入札参加除外措置を行った入札参加資格者に対して入札参加除外措置を行った日から別表各号に定める期間を経過し、かつ、当該入札参加除外措置を受けた入札参加資格者から入札参加除外措置の解除の申出があり、別表各号のいずれの措置要件にも該当する事実がないとき認めるときは、対策委員会の審議を経て、当該入札参加除外措置を解除することができる。この場合において区長は、別表

各号のいずれの措置要件にも該当する事実がないことを証明する書面等の提出を求めることができる。

(勧告措置等)

第4条 区長は、入札参加除外措置を行わない場合において、この要綱の趣旨に照らし必要があると認めるときは、対策委員会の審議を経て、当該入札参加資格者に対し、必要な措置の勧告又は注意の喚起を行うことができる。ただし、区長が必要でないと認めるときは、対策委員会の審議を経ることなく、当該入札参加資格者に対して勧告措置等を行うことができる。

(入札参加資格者の審査における排除)

第5条 契約担当者は、入札参加資格者に係る参加資格の審査に当たり、入札参加除外措置を受けている者の資格を認めてはならない。

(一般競争入札からの排除)

第6条 契約担当者は、工事等の契約に係る一般競争入札を行うに当たり、入札参加除外措置を受けている入札参加資格者（以下「入札参加除外者」という。）の入札参加又はその資格を認めてはならない。

2 契約担当者は、入札参加又はその資格を認めた者が契約の締結までの間に入札参加除外措置を受けたときは、当該入札参加又はその資格を取消し、又は契約の締結を行わないものとする。

3 前2項の規定に定める措置は、あらかじめ入札公告において周知するものとする。

4 契約担当者は、第2項の規定により当該入札参加の資格を取消したときは、当該入札参加除外者に通知する。

(指名競争入札からの排除)

第7条 契約担当者は、工事等の契約に係る指名競争入札を行うに当たり、入札参加除外者を指名してはならない。

2 契約担当者は、指名を受けた者が契約の締結までの間に入札参加除外措置を受けたときは、当該指名の取消し又は契約の締結を行わないものとする。

3 契約担当者は、前項の規定により指名の取消し等を行ったときは、当該入札参加除外者に通知する。

(随意契約からの排除)

第8条 契約担当者は、入札参加除外者を随意契約の相手方としてはならない。ただし、当該契約の目的及び内容から入札参加除外者を相手方とする必要がある場合を除く。

(下請負等の禁止等)

第9条 契約担当者は、入札参加除外者が、区が発注する工事等の契約の全部又は一部について下請負（二次以降の下請負人を含む。以下同じ。）を行い、又は受託（二次以降の受託を含む。以下同じ。）を行うことを承認しないものとする。

2 前項及び第6条から第8条までの規定は、入札参加除外者を構成員とする特定建設共同企業体について準用する。

(契約の解除)

第 10 条 契約担当者は、区が発注する工事等の契約の相手方が入札参加除外措置を受けた場合に、当該契約の解除ができるように契約条項を整えるものとする。

(指定出資法人等への指導)

第 11 条 区長は、第 3 条の規定により入札参加除外措置を行ったときは、区の事務又は事業を行わせる指定管理者、その他別に定める法人に対して、その所管部長を通じて同様の措置を行うよう指導するものとする。

(不当介入に対する措置)

第 12 条 契約担当者は、区が発注する工事等の契約に係る契約の相手方が当該契約の履行に当たって、暴力団員等又はその関係者から工事妨害等の不当介入又は下請参入等の不当要求(以下「不当介入」という。)を受けたときは、速やかに報告を求めるとともに、警察への届出を行うよう指導しなければならない。

2 契約担当者は、区が発注する工事等の契約に係る契約の相手方が直接又は間接に指揮又は監督等を行うべき下請負人又は受託者(以下「下請人等」という。)が、暴力団員等から不当介入を受けたときは、当該下請負人等に対し前項と同様の措置を行うよう、当該契約の相手方に指導を行うことを求めるものとする。

3 契約担当者は、区が発注する工事等の契約に係る契約の相手方又は下請負人等が前 2 項の不当介入を受け、当該契約の履行の遅延等が発生する恐れがあると認められるときは、当該契約の相手方が前 2 項の規定に基づき適切な報告、届出又は指導を行ったと認められる場合に限り、必要に応じて、工程の調整、履行期限の延長等の措置を講じるものとする。

(対策委員会の設置)

第 13 条 区は、第 3 条に規定する入札参加除外措置に関する審議を行うため対策委員会を設置する。

2 対策委員会は、豊島区指名業者選定委員会設置要綱(昭和 56 年 1 月 19 日区長決裁)第 3 条に規定する委員長、副委員長及び委員をもって構成する。

3 委員長は、必要があると認められるときは、臨時委員を若干名置くことができる。

4 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。

5 委員会は委員長が招集する。

6 対策委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

7 対策委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長が決する。

8 対策委員会の庶務は、総務部契約課において処理する。

(関係機関との連携)

第 14 条 区長は、この要綱の運用に当たっては、警察等関係機関との密接な連携のもとに行うものとする。

(入札参加除外措置の公表)

第 15 条 区長は、第 3 条に基づき入札参加除外措置を行ったときは、入札参加資格者の

商号又は名称、入札参加除外措置事由、入札参加除外措置の期間等を公表するものとする。ただし、個人情報保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）の趣旨又は目的に照らし、公表することが適切でない情報は除くものとする。

（入札参加除外措置の通知等）

第 16 条 区長は、第 3 条の規定に基づく入札参加除外措置又は第 4 条の規定に基づく勧告措置等を決定したときは、遅滞なく当該入札参加資格者に対し、入札参加除外措置通知書（別記第 1 号様式）により通知するものとする。

（事務処理）

第 17 条 この要綱に定める入札参加除外措置に関する事務は、総務部契約課において処理する。

（その他）

第 18 条 この要綱に定めのない事項又はこの要綱により難しい場合は、区長は、対策委員会の審議を経てその措置を決定する。

附 則

- 1 この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 豊島区競争入札参加停止及び指名停止等措置要綱（平成 20 年 8 月 1 日総務部長決裁）別表第 2 中第 12 項を削り、第 13 号から第 15 号までを 1 号ずつ繰り上げる。
- 3 豊島区競争入札参加停止及び指名停止等措置要綱運用基準（平成 20 年 8 月 1 日総務部長決裁）別表標準停止期間（要綱別表第 2 関係）中第 12 項を削り、第 13 号から第 15 号までを 1 号ずつ繰り上げる。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。